天 理 柔 道 会 会 則

昭和８年３月７日　　制定
昭和 27 年４月２日　　全部　改正
昭和 34 年８月４日　　一部　〃
昭和 42 年５月 27 日　　一部　〃
昭和 45 年 10 月 27 日　　一部　〃
昭和 53 年４月 23 日　　一部　〃
昭和 60 年４月 23 日　　一部　〃
平成元年４月 23 日　　一部　〃
平成 29 年 10 月 14 日　　一部　〃
平成 30 年４月 20 日　　一部　〃

第 １ 章　名称及び事務所

第１条　本会は、天理柔道会という。

第２条　本会の事務所は、天理市川原城町３５８番地天理柔道順正館内に置く。

第 ２ 章　目的及び事業

第３条　本会は、柔道の健全なる育成及び普及を期すると共に、会員相互の親睦を図り、併せて柔道を通じて国際間の友好親善に資することを目的とする。

第４条　本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

１　天理順正館道場の運営
２　天理順正館道場を通して行なう柔道の研修及び指導
３　柔道振興のための援助及び協力
４　支部及び学校別ＯＢＧ会の育成
５　その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 ３ 章　会員

第５条　本会の会員を分って正会員、准会員及び賛助会員とする。

第６条　正会員は、次の各号の一に該当する者で、入会の手続きをした者とする。

１　天理大学(旧語学校、旧短期大学を含む)、天理高等学校(旧天中等を含む)、天理教校、天理教校学園高等学校（附属高、親里高を含む）、天理中学校の卒業生及び在学生とする。
２　前号の学校に勤務し又は嘗て勤務した教職員とする。
３　前各号に掲げる者の外、理事会において承認した者とする。

第７条　准会員は､外国人であって前条第１号の学校において１年以上柔道の研修をした者とする。

第８条　賛助会員は、第 6 条に掲げる以外の者で、本会の趣旨に賛同し、会費を納入する者とする。

第 ４ 章　役員

第９条　本会に、次の役員を置く。

１　会長　　１名

2　副会長　　若干名
3　理事長　　１名
4　副理事長　　若干名
5　常任理事　　若干名
6　理事　　１２名～１５名以内
7　監事　　３名以内

会長は、総会において推戴する。
会長は、本会を統理する。
副会長は、会長を補佐し、その職務を代行する。
理事長は、本会を代表し会務を処理する。
副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時は、その職務を代行する。
理事は、正会員中より会長が指名し、総会において承認を得る。
理事は、理事会を組織し本会の重要な事項を審議する。但し理事会は、特別に招集する場合のほか、常任理事会の議をもって理事会の議に代えることが出来る。
監事は、正会員中より会長が指名し、総会において承認を得る。
監事は、随時会計の監査を行なう。

第10条　本会は、顧問及び参与を置くことができる。
顧問及び参与は、理事会の議を経て総会において推選した者の中から会長が委嘱する。

第11条　役員の任期は、３年とする。但し、重任を妨げない。

第 5 章　組織

第12条　本会は、第４条に掲げる事業を行うため、必要な局、部、係を設け、それぞれに担当者を置く。

第13条　本会に、世話係を置くことができる。

第14条　本会に、支部を置くことができる。

第15条　本会は、大学、高等学校及び中学校に会長の指名する学校係を置くことができる。

第 6 章　会計

第16条　本会の正会員は、入会に際し別に定める入会金を納付する。

第17条　本会の正会員は、毎年４月に別に定める会費を納付する。但し、第６条第１号の学校に在学する正会員は、在学中会費を免除する。

第18条　本会は、正会員、准会員及び賛助会員より会費を受けることができる。

第19条　本会の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

第 7 章　総会

第20条　毎年４月に総会を開催する。
総会の招集は、理事長が行うものとして、理事長が総会の議長を務める。
総会においては、天理柔道会会則に定める事項を承認し、庶務及び会計の報告を受ける。その場合、決議は出席者会員の過半数をもって決する。

第 8 章　理事会

（構成）

第21条　理事会は、すべての理事で構成する。

（権限）
第22条　理事会は、天理柔道会会則に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。
(1)　本会の業務執行の決定
(2)　理事の職務の執行の監督
(3)　理事長、副理事長および常任理事の選定

（招集）
第23条　理事会は、理事長が招集する。

（決議）
第24条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しその過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
２．前項前段の場合においては、議長は、理事として決議に加わることができない。

（議事録）
第25条　理事会における議事については、議事録を作成する。

(改廃)
第26条　この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

第 9 章　常任理事会

(目的)
第27条　天理柔道会は、迅速かつ公正で透明性の高い業務執行を図るため、常任理事会を置くものとする。

（構成）
第28条　常任理事会は、次に掲げる者により構成する。
(1)　会長　　１名
(2)　副会長　　若干名
(3)　理事長　　１名
(4)　常任理事　　若干名
(5)　適正な運営を図る上で適任であるとして会長が指名した理事　若干名

(招集)
第29条　常任理事会は、必要がある場合には、いつでも招集する事ができる。
２．常任理事会は、理事長が招集する。

（権限）
第30条　常任理事会は、天理柔道会総会、理事会において決議、報告する事項の事前審査ならびに、総会、理事会の権限と定めるもの以外の本会の運営において重要な事項（事業計画、

予算、決算の確定を含む）審議、決議を行うものとする。

（議長）
第31条　常任理事会の議長は副会長とし、副会長が欠席の場合には、理事長または、当該常任理事会において出席した理事の中から選出する。

（決議）
第32条　常任理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（議事録）
第33条　常任理事会における議事については、議事録を作成する。

(改廃)
第34条　この規定の改廃は、理事会が行う。

附則
第35条　本会則の改正は、理事会に諮り総会の承認を要するものとする。
第36条　本改正会則は、平成30年4月20日から施行する。

天理柔道会会則内規
第1条　支部設置規定は、別に定める。
第2条　会則第14条の世話係は、10名を目標として会員を掌握し、伝達事項並びに会費徴収等の任に当るものとする。
第3条　会則第16条の学校係は、当該学校柔道部並びにOBG会の世話に当るものとする。
第4条　会則第8条の寄附金は、3,000円以上とする。
第5条　会則第17条の入会金は、3,000円とする。
第6条　会則第18条の会費は、年額3,000円とする。

天理柔道会支部設置規定
第1条　会則第15条にもとづく支部結成の場合は、支部規定、役員構成、その他参考資料を添えて会長に願い出て、承認を得るものとする。
第2条　支部は、本会の会則に準拠すると共に、本会との連絡を密にし、地域内の会員を掌握して、地域活動を推進するものとする。
第3条　支部の運営は、当該支部が自主運営するものとする。
第4条　この規定の改正は、理事会の議を経て会長の承認を得るものとする。
第5条　この規定は、昭和60年4月23日から施行する。